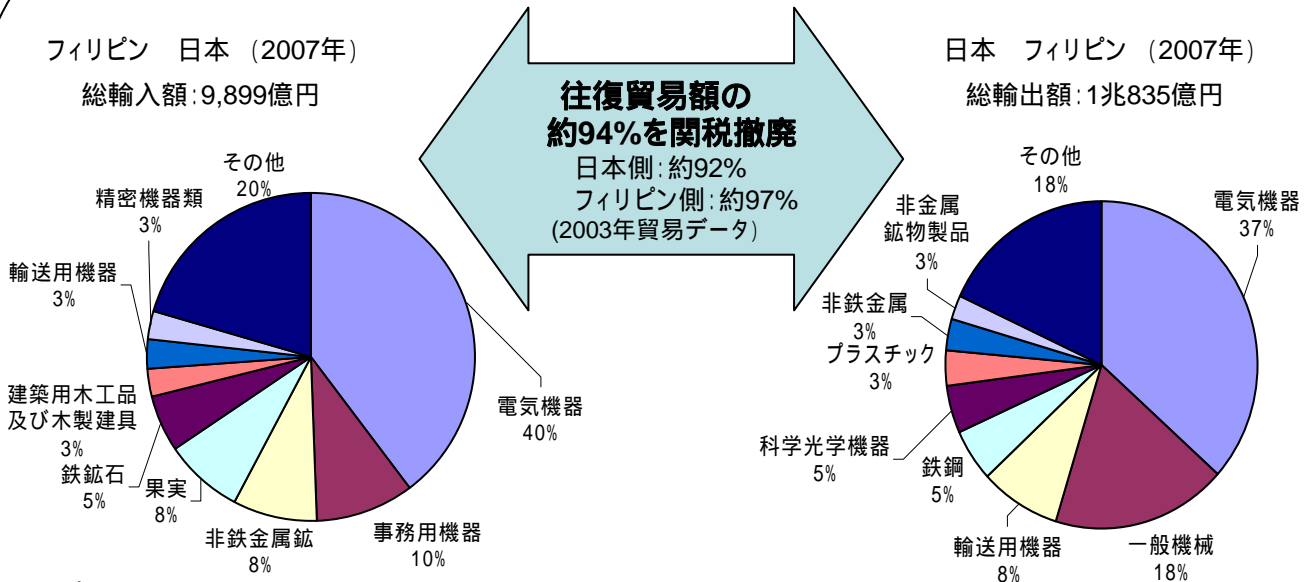


日・フィリピン経済連携協定について

2002年5月：日比首脳会談においてアロヨ大統領より経済連携構想を提案
 2004年2月：交渉開始、2004年11月：日比首脳会談において大筋合意を確認
 2006年9月：ASEM首脳会議の際に小泉総理(当時)とアロヨ大統領との間で署名

- ✓日本からフィリピンへの輸出額は約1兆835億円、日本のフィリピンからの輸入額は約9,899億円(2007年)。
- ✓日本からの直接投資は1,244億円でASEAN中第3位(2007年)。
- ✓フィリピンにとって日本は、第3位の輸出相手国、第1位の輸入相手国(2007年)。

日・フィリピン貿易の現状



フィリピン側の関税譲許の概要

自動車(現行30%)

・3000cc超の完成車は原則2010年に関税撤廃(2009年以降に再協議可能、その場合でも2013年までに撤廃)
 ・3000cc以下の完成車は2009年まで税率20%まで関税削減し再協議

鉄鋼(現行0%～15%)

日本からの輸出量の60%以上につき関税即時撤廃(熱延鋼板、冷延鋼板等の関税割当枠含む)、即時撤廃以外についてもボルトや台所用品等の鉄鋼製品は10年以内の関税撤廃

農産品(現行7%)

りんご、なし、ぶどうの関税即時撤廃等

日本側の関税譲許の概要

鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税撤廃

農水産品

・生鮮バナナ(小さい種類のもの、現行10%(4月から9月)及び20%(10月から3月))は10年間で関税撤廃、その他の種類も10年間で各々8%及び18%まで関税削減。
 ・生鮮パイナップル(900g未満のもの、現行17%)、マスコバド糖(含みつ糖のうち1kg以下の小売容器入りのもの、現行35.3円/kg)、鶏肉(骨付きのものも肉除く、現行11.9%)等には、関税割当を設定(枠内税率については無税又は削減)。
 ・その他、キハダマグロ、カツオ(現行3.5%)について5年間で関税撤廃等

日本の国家資格取得を目的としたフィリピン人の看護師及び介護福祉士候補者の受入れ(入国及び一時滞在)のための仕組みを規定。

本協定の主な内容

関税譲許(関税割当を含む)、二国間セーフガード、原産地規則
 人の移動、投資、サービスの自由化、税関手続、知的財産、協力等